

山本壽の音楽鑑賞教育観

三 村 真 弓

(本学大学院教育学研究科)

I はじめに

明治期に唱歌科が開設されて以来、唱歌科の授業は歌唱指導が中心であった。しかし大正期に入ると、発表（歌唱）と受容（鑑賞）は表裏一体であり、よりよい歌唱には鑑賞が必要であるという論が展開されるようになった。大正初期に出された、東京高等師範学校附属小学校の田村虎藏による唱歌科教授細目¹⁾や青柳善吾の唱歌科教授細目²⁾には、実際に鑑賞教材が記載されている。両者ともカリキュラム上で鑑賞教材を配置しているが、あくまでも唱歌教材に関連した補助教材の域を出ていない。また、青柳の鑑賞は教師の唱謡によるものであり、鑑賞は歌唱を補助するのに有用であるという考え方が根底に存在していたと考えられる。このように、大正初期には音楽鑑賞教育は未だ普及していなかった。そのような中、大正13年に、アメリカの音楽鑑賞指導書 *Listening Lessons in Music*³⁾ (以下LLM)と *Music Appreciation for Little Children*⁴⁾ (以下MALC) の訳をもとにした音楽鑑賞に関する書⁵⁾⁶⁾が相次いで出版された。これらの著書は唱歌科訓導に大きな影響を与え、我が国の小学校唱歌科における音楽鑑賞の普及に貢献した。上記の著書を著した人物の1人が山本壽である。山本壽は、当時広島高等師範学校附属小学校（以下広島高師附小）の唱歌科担当訓導であり、田村や青柳と並ぶ音楽教育界の中心的人物であった。彼は実践家であると同時に研究者でもあり、数多くの論文や教冊の本を著している。

筆者の研究目的は、大正期から昭和初期にかけての音楽鑑賞指導法の史的展開を明らかにすることであり、これまでに、個々の音楽教育者たちの音楽鑑賞教育の実践を、指導内容、指導法、教材配置等の視点から詳細に検討してきた。そこで本稿では、我が国の小学校唱歌科において音楽鑑賞が普及するきっかけとなった書を著した山本壽の音楽鑑賞教育観を明らかにすることを研究の目的とする。

山本壽に関する主な先行研究⁷⁾は数多くある。中でも寺田（H10、H11）は、山本の著書『音楽の鑑賞教育』と、雑誌『学校教育』に掲載された鑑賞を主題とした論文に焦点をあて、アメリカの音楽鑑賞教育書の受容という視点から山本の音楽鑑賞教育論を詳細に明らかにしている。後者の論文が『音楽教育の三大方面』⁸⁾の鑑賞教育に関する章に集約されていることから、寺田は「山本の音楽鑑賞教育の著作における論述内容は、全部ではないとしてもその殆どが、著書『音楽の鑑賞教育』および雑誌『学校教育』掲載の合計11件7タイトルの論文において論述された内容であると言えよう。」⁹⁾としている。寺田は、『音楽の鑑賞教育』はMALCに依拠しており、雑誌『学校教育』に掲載された音楽鑑賞を主題とした論文は主としてLLMに依拠していることを明らかにしている。しかし、両者は山本の実践に基づいて書かれたものというよりは、翻訳をもとにして書かれた啓蒙的な性格が強いものであり、実際に山本自身がアメリカの音楽鑑賞指導法にのっとって系統的な鑑賞を日常的に行っていたかどうかは疑問である。この点に関して、寺田も山本の唱歌に対するこだわりに触れ、「MALCとLLMと云う、当時のアメリカの代表的音楽鑑賞教育書に全面的に依拠しつつも、自らの唱歌教授論を通して鑑賞教育を捉えようとする姿勢も見られた。」¹⁰⁾としている。そこで本稿では、大正13年にアメリカの音楽鑑賞指導書に出会うまで（大正初期・中期）の山本の音楽鑑賞に対する論述と、LLMおよびMALCに依拠した大正終期の論述と、昭和初期の音楽鑑賞に関する論述を、彼のすべての著書・論文を対照として精査し、山本の音楽教育観の中で鑑賞がどのような位置を占め、どのような意義を有していたのかを明らかにする。

II 大正初期・中期の山本の音楽鑑賞教育論

山本は、唱歌指導を非常に重視していた。「唱歌は感情の声である以上、この霊的存在を除いて唱歌の

価値が何処にある。この意味に於て教師は児童の心を理會したる独唱家でなければならぬ。其の歌唱には感動を以て児童を引きつける力がなければならぬ。…彼等は常に善い音楽を聴かうとして、心に共鳴を感じるやうな唱歌を教はらうとして懂がれて居るのである。」¹¹⁾、「歌者の表現は直ちに聴者の感情と密接なる接触をなすことに依つて聴者は其処に強烈なる感動を惹き起す。この感動こそ実に唱歌の偉大なる力の存する処であつて、聴者がこれに依つて既に自己の音楽性を陶冶され、其の精神生活に触れることに依つて人格陶冶が行はれて居るのである。」¹²⁾と述べていることから、「歌者」(教師)の歌唱表現を「聴者」(児童)が受容することによる児童の音楽性の陶冶と、それとおした人格陶冶が唱歌教授の目的であると山本が考えていたことがわかる。「リンデ氏は著書人格教育学の中に、唱歌教授に関して大体次ぎのやうな事を言つてゐる。…人格教育の立場から言へば、吾々は児童に唱歌を歌はすよりも寧ろ聴かせる方に重きを置くのである。教師の靈感的な且つ其の美しい声に依つて児童に感動を与へ音楽的滋養物を供給することに依つて児童の内部にある音楽性を喚び起すのが本来の目的である。…之を要するに氏の唱歌教授に対する考へは唱歌教師が自己の生命とする音楽的人格の力に依つて、児童の内部に潜在せる音楽性を陶冶するを以て本教授の身体とするものゝごとくに思はれる。…吾人は氏の意見に対して殆んど満腔の敬意を払つて之れに賛同の意を表はすに躊躇せざるものである。」¹³⁾という論述から明らかなやうに、彼の考えの根底にはリンデの人格教育学の影響がある。

この頃の山本にとって「聴く」ことの重要性はどこにあったのか。「幼学年児童に対しては其の補助手段たる器楽(ヴァイオリン、オルガン、またはピアノ)をば大いに重用しなければならぬ。…音程を最も確実に支へ持つものはこの器楽であるからである。其ればかりでない更に一層純粹に且つ美しい音をば児童の目の前に提供することに依つて其の効果は尤も著しいものである。…幼学年児童に対しては歌はせるよりも、寧ろ常にこの正しき音を多く聴かせるといふことは、最も必要且つ有益なことであつて将来彼等は何ら楽器の助けなしにも正確に歌唱し得る所以のものは全く茲に原因するのである。…教師は其の將に授けんとする歌曲に対して、十分の自信を以て、子供等に歌はせる前に先づ以て自ら歌つて聴かせなくてはならぬ。最も確實なる音程とすんだ美しい声とを以て、範唱を示し、感動を与へるといふことは、尤も大切な事である。」¹⁴⁾、「屢々音楽会を開催して、子供等に其れを聴かせるといふことは、彼等を音楽の原野に導く何よりの手段である。…こは音に児童の実績を挙げ、趣味を向上せしむる上に於て最も喜ばしき現象であるばかりでなく、延いては家庭乃至社会音楽との接触を促す動機ともならうとも考へられる…」¹⁵⁾という論述から、「聴く」ことはより正確な歌唱のために有益であり、趣味の向上にもつながるものであると山本が考えていたことがわかる。また、大正6年に山本が著した各学年毎に唱歌教材を配列した唱歌教授細目に類するものの中には鑑賞教材は配置されていないものの、「憲法発布」(オーストリアの国歌の旋律に歌詞を附けたもの)と「突貫」(フランスの国歌の旋律に歌詞を附けたもの)という唱歌教材が含まれている。山本は、これらの曲はヴァイオリン等で演奏して聴かせてもよい¹⁶⁾としている。この2曲は、それぞれ歴史科と修身科の教科書に対応して唱歌科で扱う。このような他教科と連携した唱歌教材選択の考え方は、山本の音楽教育観の特徴の1つである。

大正10年になると、山本は鑑賞教育について積極的な論を展開するようになる。「近頃「鑑賞」とか「享楽」とかいふことは漸く我国小学校の芸術教科に於ても注目され高調されるやうになつて来た。…言ふまでもなく芸術教科に於ては「受容」と「発表」との二つの方面がある。若し受容が充分でなければ、随て発表も充分にすることは出来ない。…則ち鑑賞は発表の根底を形成するものであつて、よき芸術品を鑑賞せしむればせしむるほどより確実に作為せしむることも出来、また唱誦せしむることも出来るのである。…鑑賞は音に享楽を与ふるのみならずまたよく児童の美的判断に依りて正しく其の真相を熟知せしめ、直覺的にその芸術的真味を味はしむることが出来る。随て表現も自ら確實となつて行く。また生理的欠陥を有する児童や先天的に発表の拙劣なる児童と雖も鑑賞に於ては何ら差支えなく、それに依つて趣味を高め、芸術的、調和的に進んで行くことが出来る。」¹⁷⁾という論述からは、やはり歌唱のための鑑賞という考え方が存在するものの、そればかりでなく歌唱することに欠陥を有する児童の趣味の向上に役立つものという鑑賞の新たな意義も認められる。また一方、「自分は単に「享楽」といふ場合には読んで字の如く樂みを享けることで、芸術上の正しき理解のあるなしに拘らず、芸術品に対して愉悅の情を感じる時には之を「享楽」といひ、之に対して「鑑賞」といふ場合には、必ず美的標價の法則のもとに美を認識し正しき芸術的理解の伴ふことを必要条件とする。随て鑑賞には芸術上の予備的知識が必要である。それに依りて其の芸術品の真味を味ふことによりて真価を鑑知する場合には之を名づけて「鑑賞」と吾人は言ひ

たいのである。」¹⁸⁾と、鑑賞の概念についてはっきりと自身の考えを定義づけており、鑑賞の重要性を一層強く認識するようになったと考えられる。

鑑賞教材に関しては、「経験に依れば、最初は矢張り声楽曲、特に普通のリードは最もよく適合するように思ふ。尤もゴク低級な器楽曲、例へば「ワートルローの戦」の如く、大砲の音だの、進軍だの、退却だのと子供にも解るような模写的な器楽曲ならば、尋常三四年位の子供でも、非常に喜んで歓迎して傾聴するが併し然ういふ器楽曲は余りタンとは無い。大体に於て先づ器楽曲は高学年に於て鑑賞せしむるのが適切である。自分は現在尋常五年から鑑賞教授を施し、尋常科に於ては主として各国々歌。進行曲。軽快なる舞踏曲及びワートルローの戦如き模写的音楽（時計屋の店とか黒い森の狩とか色々ある相であるが自分の手には不幸にして未だ入らぬ）などを時々演奏して聴かしめ、高等科に至っては漸次それらの程度を進めて著名のリードや、進行曲や舞踏曲などを奏いて聴かして居る。行く行くは舞踏曲にしても行進曲にしてもまた国歌にしても今少し整理して授けたいと思つて居る…」¹⁹⁾と述べている。このことから、彼が実際に鑑賞を行っていたことがわかる。しかし、レコードによる鑑賞ではなく山本自身が弾いて聴かせていたことが伺える。同論文には、田村虎藏が尋常6年生を対象として行った鑑賞教材の配当表や、青柳善吾の鑑賞教材の一覧等が載せられており、山本が彼等の実践に啓発されたと推察される。

以上のように、リンデの人格教育学に触発され、聴くことの重要性を説いた山本は、大正初期には鑑賞を歌唱に必要なものとして捉えていたが、大正中期には芸術教科としての鑑賞の必要性も認めるようになった。しかし、鑑賞を実際に唱歌の授業に採り入れながらも、それは歌唱や他教科に資するものであったり、山本自身が演奏できる曲に限られたりと、鑑賞教材の系統的配列までには至らなかった。

III 大正終期の山本壽の音楽鑑賞教育論

大正終期に出版された山本の著書・論文のうち、『音楽の鑑賞教育』(T13)はMALCに依拠しており、『音楽教育の三大方面』(S3)の「第十一章 音楽の鑑賞教育」、および雑誌『学校教育』の「音楽の鑑賞教育と教材選択の一方」²⁰⁾(T14、6月)、「音楽鑑賞教授に於ける一般的注意」²¹⁾(T14、9月)、「幼学年児童に対する音楽の鑑賞教育」²²⁾(T14、11月)、「幼学年児童に対する音楽の鑑賞教育(前承)」²³⁾(T14、12月)、「高学年児童に対する音楽の鑑賞教育(前承)」²⁴⁾(T15、1月)、「高学年児童に対する音楽の鑑賞教育(承前)」²⁵⁾(T15、5月)、「高学年児童に対する音楽の鑑賞教育(承前)」²⁶⁾(T15、7月)、「高学年児童に対する音楽の鑑賞教育(承前)」²⁷⁾(T15、10月)はLLMに依拠している。なお、『音楽教育の三大方面』は上記の『学校教育』の論文8点を集約したものであるため、本稿では初出の論文を検討する。また、MALCとLLMの受容に関しては、寺田の先行研究によってすでに明らかにされている。したがって、本論文では、全訳の部分は検討の対象とせず、山本が自分なりに解釈して論述している部分のみを採り上げる。

1 『音楽の鑑賞教育』に見られる音楽鑑賞教育論

(1) 音楽鑑賞の意義

鑑賞の意義について、山本は「従来の如き歌ふことにのみ限られたる音楽教育は、根底的に覆へられて、茲に新に音楽の鑑賞せしむることは、啻に世界の音楽に対する理會を得しむるばかりで無く、児童の音楽性を陶冶する上に於ても、将又将来我が国の健全なる国民音楽を建設する上に於ても、極めて重要な意義を有するものである。…真に偉大なる国民音楽を建設せんとするならば、先づ以て児童に世界の優秀なる音楽を聴かしめよ。」²⁸⁾、「文化發達の程度尚ほ極めて幼稚にして、…斯かく国民一般の、趣味低級なるは何故であらうか、…則ち従来の音楽教育は、啻單に「唱歌を唱ふことを得しむる」点にのみ留意して、他の全世界のあらゆる善き音楽を鑑賞せしむる点に思ひ到らなかつた結果であると吾人は信ずるのである。…吾々は唱歌を秩序的に授けると同様に児童の發達能力に随つて鑑賞教授を施さなくてはならない。若しも我が国民が真に音楽の偉大なる国民たらんとするならば、先づ以て各人が偉大なる音楽を知り、音楽を理解し、且つこれを愛重するやうに教育することが最も肝要である。…斯くして常によき音楽を以て児童を圍繞し、彼等のもてる内的音楽を覺醒し、啓培し、音楽の精靈が人性の肝要なる一要素となるやうに教育することに依つてのみ真に偉大なる音楽的國民となり得るのである。」²⁹⁾、「世界に類無き万世一系の君を奉戴せる我が國民は、軍國主義や侵略主義とは異つた穩健な忠義といふ、一國民的團結の中に國民の責任を自覺するの必要を感ずる。この必要に対して音楽の如く普遍的によく人心をひきつけ、感動を与へ、正確にして且つ有効なる媒介物は他に無いのである。…更に彼等をして我が国の歌謡、舞踊を

理解せしむることに依つて我が国の理想、感情、制度、歴史を鑑賞せしむることも出来る。」³⁰⁾と述べている。すなわち、鑑賞は、①児童の音楽性の陶冶、②国民音楽建設、③音楽的国民の育成、④国民としての自覚に役立つもの、と言える。①と②は山本自身の考えであり、③と④はMALCに依拠した考えである³¹⁾。

(2) 音楽鑑賞指導の方法

山本は、当時の音楽鑑賞教授論が3つに分けられるとしている。第1は、単に唱歌だけを鑑賞させることと解するもの、第2は、教師が唱歌以外に種々の器楽曲をも演奏して鑑賞させることと解するもの、第3は、蓄音機を諦聴させて鑑賞させることと解するものである。山本は、第1の説に対しては、従来から行っていたことであり見解が狭すぎると批判し、第2の説に対しては、児童が感激して諦聴する点、楽曲の主旋律、楽節、段落などを自由自在に分解し総合して理解させやすい点で有効であるが、種々の楽器を巧みに演奏することが不可能である点、合奏曲は不可能である点で、完全な説とは言えないと批評している。これに対して、第3の説は、優れた音楽、合奏、オーケストラ等の世界最高の芸術を鑑賞出来る点で最も良い方法であり、できるだけ蓄音機を活用すべきであるとしている³²⁾。山本は、大正13年以前には教師の演奏による鑑賞こそが児童の音楽性陶冶や人格陶冶に資するとしており、ここに論調の変化が見られる。この背景には、MALCの影響だけではなく、急速な蓄音機やレコードの普及がある。

指導法に関して、山本は「音楽に関する事実を詰め込むことが、往々にして音楽鑑賞と混同されて居る。…幼少年時代に於ては、音楽に関する知識は極めて僅かに与へらるべきである。そして其の指導は出来るだけ児童自身の想像力を喚起するやうに巧妙に質問でも何んでも工夫さるべきである。」³³⁾、「音楽に就いても教師が余計なことをお饒舌しても何にもならぬ。…音楽夫自身をして語らしめなければならぬ。物語と質問とに依つて、児童の想像を刺戟し、音楽に対する熱心と音楽の享樂を高むる多くの正当なる手段方法はあるのであるが、併し児童をしていつも何か面白い話があるに違ひ無い、何か面白いことをするに違ひ無いと定まりたるものを想像させ、期待させるやうに仕向けることは宜しく無い。児童は時に静かなる享樂鑑賞の練習をなし、また時にはたとへ其の歌が「桃太郎」や「鳩ポッポ」のやうなものであつても、音楽会の礼儀が守れるやうに躡けることは必要なことである。」³⁴⁾と述べている。問答法によって児童の想像力を喚起する指導法は、MALCに記載されている指導法の実践例のほとんどで見られるものであり、山本はそれをそのまま訳したり、MALCの教材を我が国の教材に置き換えたりして『音楽の鑑賞教育』で紹介している。しかし後者の論述の後半部分の躡として静かに諦聴させることの必要性に関しては山本自身の考えである。

また山本は、唱歌を一時間中歌い通すのは教育上、衛生上、生理上よくないとし、歌う時間は低学年では15分～20分、高学年では30分～40分にするのが合理的であり、残りの時間を音楽鑑賞に費やすことが最も良いことであるとしている。音楽鑑賞は教授に興味と変化を与えるだけでなく、歌わせる以上の効果をもたらすのである³⁵⁾。また、全学年をとおして出来るだけ毎時間鑑賞を課すだけでなく、他教科（修身、国語、地理、歴史、理科、体操等）においても、また朝会、昼会、記念日、祝祭日等機会あるごとに課すように、山本は課程案を考案している³⁶⁾。この課程案は、「唱歌教授に關聯せる音楽の鑑賞教授要目」として『音楽の鑑賞教育』の巻末に記載されている。他教科との連携に関してはMALCにも記述がある³⁷⁾が、山本は以前から唱歌教材の選択に関し他教科との関連性を考慮するなど、他教科との連携を非常に重視していた。したがってこの考えは、山本が従来より有していたものであると言える。

(3) 音楽鑑賞の指導内容

『音楽の鑑賞教育』に見られる指導内容に関する記述は、概ねMALCに依拠している。山本は、各楽曲の指導例等を全訳したり、もしくは一部分を我が国の教材に振り替えたりしてほぼ忠実に訳している。しかし、MALCの項目を引用しながらも内容を大幅に変更している箇所もある。MALCでは、リズムの内容の所で、①自由表現、②暗示表現、③大まかな組織的遊戯、④高度な組織的遊戯について述べられている³⁸⁾が、『音楽の鑑賞教育』では、①自由表現、②暗示表現、③稍組織的遊戯及び組織的遊戯となっている。①②および③の前半部分はMALCの訳であるが、③の後半部分では「ざつと組織だてられたる律的遊戯」として我が国の唱歌「舌切り雀」「螢がり」（山本壽作曲）「お菓子の汽車」の唱歌遊戯が細かい動作の説明と写真とともに紹介されている³⁹⁾。この唱歌遊戯は、山本が同僚の松井和夫とともに作ったものである。遊戯は歌詞内容を表した動作となっており、リズムを意識したものではない。MALCが意図

した内容とはまったく異なっている。また、MALCには「初等用の物語と詩」として、子どもによる物語の再演、劇化について述べられている⁴⁰⁾が、『音楽の鑑賞教育』では「物語の劇化」として広島高等師範学校附属小学校で当時盛んに行われていた唱歌劇の例が載せられている⁴¹⁾。唱歌遊戯や唱歌劇は山本が従来より力を入れて創作していたものであり、MALCの項目に関連づけて記載されているものの、音楽鑑賞教育とは内容がややずれている。

「文化的聴き方の開始」として「子守歌は子どもが聴くべき最初の歌である。」と、その重要性がMALCにも『音楽の鑑賞教育』にも述べられている⁴²⁾。山本は、我が国で伝承されてきた子守歌や山田耕作や田中銀之助等の子守歌を挙げるとともに、上級女子学生にはブラームスやシューベルトやゴッタル等の子守歌を推奨している⁴³⁾。しかし一方では、「小学校に於て授くる凡ての歌謡は、色々の方面から考へられるが、特に唱歌科としての最高目的は、我が国の童謡及び民謡を基調として之を改作し、調停し、創作し、理想化して授くるにありと私は信ずる。…小学校に於て祖国の民謡童謡を授けずに、英米独其の他の民謡童謡及び其の模倣曲のみ主として授けるといふことは、…国民教育といふ点から見て、甚だしき欠陥であると思ふ。…吾々は世界的に有名なシルヘルのローレイやシューベルトの子守歌よりも、誰が作ったかも分らない如うな「追分」や我国の「子守歌」の方がどの位国民的な懐かしい感じを有つか知れない。夫等を基調として理想的新国民的歌謡を作って授けるのが、將に小学校に於ける唱歌教育の一大任務であると信ずるのである。」⁴⁴⁾と矛盾した考えも述べている。山本は以前からこの国民音楽の創成の重要性に関して主張しており、次章で後述する鑑賞レコードの創成へとつながっていく。

(4) 鑑賞教授要目

『音楽の鑑賞教育』の巻末には提案として、「唱歌教授に關聯せる音楽の鑑賞教授要目」が記載されている⁴⁵⁾。これには、学年ごと、学期ごと、月ごとの唱歌題目とその出典、唱歌に関連した他教科の題目とその出典、それらに関連した鑑賞題目とレコード番号が記されている。表1はそれをまとめたものである。唱歌題目のほとんどは他教科(国語、修身、地理等)の教科書の題目と関連付けられている。鑑賞題目は、唱歌題目のみに関連付けられているものと、唱歌題目と他教科の題目の双方に関連付けられているものがほとんどであるが、他教科の題目のみに関連付けられているものも若干ある。

表1 「唱歌教授に關聯せる音楽の鑑賞教授要目」

学年	唱歌題目	鑑賞題目	鑑賞題目内訳			
			唱歌と他教科に關連			他教科のみに關連
			題材關連	音楽的内容關連	強い關連なし	
尋1	29	16	14 (87.5%)	0	0	2 (12.5%)
尋2	29	19	15 (79.0%)	2 (10.5%)	0	2 (10.5%)
尋3	32	18	8 (44.4%)	1 (5.6%)	1 (5.6%)	8 (44.4%)
尋4	28	12	10 (83.3%)	1 (8.3%)	0	1 (8.3%)
尋5	32	7	2 (28.6%)	1 (14.3%)	4 (57.1%)	0
尋6	32	11	6 (54.5%)	1 (9.1%)	3 (27.3%)	1 (9.1%)
高1・2 (男)	32	15	9 (60.0%)	1 (6.7%)	3 (20.0%)	2 (13.3%)
高1・2 (女)	29	16	1 (62.5%)	2 (12.5%)	2 (12.5%)	2 (12.5%)
計	243	114	74 (64.9%)	9 (7.9%)	13 (11.4%)	18 (15.8%)

(山本壽『音楽の鑑賞教育』目黒書店、T13、pp.316-338より作成)

「題材關連」とは、唱歌の題目名や歌詞内容および季節等の關連で配置された鑑賞題目を指す。「音楽的内容關連」とは、唱歌の有する音楽的内容に關連し配置された鑑賞題目を指す。高学年になるにしたがって見られる「強い關連なし」の鑑賞題目は西洋の曲であり、唱歌の内容と特に整合しているわけではないが、それでもやや強引に唱歌と關連付けて配置されている。

表1から、いずれの学年においても鑑賞題目は唱歌題目との關連性を重視して配置されていることがわかる。また、その關連性の内訳は、題材に關連して配置されている鑑賞題目が多く、音楽的内容で關連

している鑑賞題目が少ない。アメリカの音楽鑑賞指導法が山本の音楽鑑賞教育観に最も強い影響を与えたこの時期でありながらも、山本は鑑賞を独立して扱わず、あくまで唱歌に資するために唱歌題目と関連付けて配置しようとした。ここに、山本の音楽鑑賞教育論の大きな特徴があると言える。

2 音楽鑑賞を主題とした論文に見られる音楽鑑賞教育論

大正終期に『学校教育』に書かれた音楽鑑賞を主題とした論文8点は、鑑賞教材に対する児童の好みと理解度に関して山本が学年別に行った調査とその考察部分以外、ほとんどがLLMの導入・第1章・第2章の訳である。楽曲を用いた指導法に関しては、LLMの楽曲をそのまま用い訳したのもあれば、我が国の楽曲に当てはめて指導法を訳したものもある。したがって、すべてが山本自身の音楽鑑賞教育論とは言い難いが、以後の山本の音楽鑑賞教育観の根底に影響を与えたものとして、概略をまとめる。

(1) 音楽鑑賞教育の必要性

山本は、LLMの導入部分に書かれていることを我が国の現状に即して自分なりに解釈し、次の様に述べている。「小学校に於ける音楽の研究が、これまで単に「歌ふ」といふ局限された方面に於て徐々に発達して来たのであるが、…その範囲を拡大する運動として、茲に音楽の鑑賞教育が提唱されたのである。斯くして我が国民を音楽愛好民族たらしめ、以て本来の目的を十全に完成せんことを欲するは、万人の認むる所であつて、今更音楽趣味養成の必要などは議論を要せぬ所である。」⁴⁶⁾ すなわち、音楽鑑賞教育は、国民を音楽愛好民族にするために必要なものである。また、山本はLLMに依拠し、「鑑賞といふことは、音楽の諦聴を意味する。…音楽的民族を啓発するといふ大理想の実現に際して、最も重要なものは、聴衆の鑑識的な諦聴能力である。…諦聴教授は日常の唱歌練習と不可分離のものであつて、決して別個のものでは無いと認知することが最も大切なことである。児童が学習する歌の其の何れもが諦聴教授に必要な特徴を有つべきものであり、且また唱歌の研究を完成するためには、他の声楽、器楽の専門的な、審美的な、解明的な諸方面を包含すべきものである。」⁴⁷⁾と述べている。LLMのこの考えは、音楽鑑賞は唱歌教授に有効であるという従来の山本の考え方と一致する。

(2) 音楽鑑賞教育の目標とレコード選択の観点

山本は、LLMの「第1章 教師への一般的指示」の冒頭部分を訳し、「鑑賞教授における真の目標は、集注と鑑識である、前者を我が有とすれば、後者はおのづから従ってくる。」⁴⁸⁾としている。この集注と鑑識という目標は、昭和期以降の山本の論文にも度々登場していることから、後に山本の音楽鑑賞教育観の中心となつたと考えられる。

レコード選択の観点として、山本は次のように述べている。「集注を誘導するためには、聴き慣れ易い内容をもち、夫が児童の胸に迫り、彼等が喜んで諦聴する底のものでなければならぬ。音楽は児童の興味と経験とに合致するといふことが必須である。…鑑識力を増す為には、児童が趣味をもつことの出来るよう。芸術的效果を考慮してレコードを選択すべきである」⁴⁹⁾。換言すれば、(イ)レコードは教師の説明がなくても児童が会得し得るものを含まなくてはならない、(ロ)レコードは音楽的效果を有してなくてはならない⁵⁰⁾、のである。

レコード配列の観点として、「鑑賞の習慣構成中は主として注意集中のためレコードを多く使用するけれども、集注、鑑識の二つを具備するでなければ教授の完全は期し難い。」⁵¹⁾のであり、児童・生徒の発達段階に応じて、感覚時代(尋常1、2、3学年)においては、注意集注を主とするレコード：鑑識を主とするレコード=3:1、聯想時代(尋常4、5、6学年)においては半々くらいの割合、青春期においては、鑑識を主とするレコード：集注を主とするレコード=3:1によって使用するのがよい⁵²⁾、としている。幼学年児童に要する注意集注のための曲や鑑識のための曲とその指導例や、高学年児童に用いる音楽とその楽曲に関しては、LLMのまま訳されている。しかし、次章で後述するように、山本のレコード選択の実情を見る限り、実際にはこのとおりに行われてはいない。

このレコード選択と学年配列に関して、実際に山本は、附小児童412人を対象として、鑑賞教材の好みと理解度を学年別に調査している。その結果、「尋常一、二学年は殆ど何れの楽曲をも聴くことを非常に好む傾向がある。勿論理解がこれに伴って居らぬことは、児童のトンチンカンな答に依つて之を知ることが出来る。…真によく楽曲の理解乃至程度を察知し得るのは…尋三以上である。…何といつても明るいり

ズミカルのものが最も児童に適するといふことになる。…アメリカ国歌や金婚式は中学年級に適し、スーヴェニアは上学年級に適するといふことになる。」⁵³⁾と述べている。しかし、山本が集注を主とするレコードと鑑識を主とするレコードを意識して区別していたかどうかは、この結果からは明らかではない。

(3) 音楽鑑賞指導法

鑑賞の際の教師による説明に関して、山本は「レコードを提示する際、新観念に対しては明瞭に之を説明し、且つ例證せねばならぬ。併し、教師は説明するに當り想像の領域に侵入してはならない。…同様に“Traumerci” 或は“Blue Danube Waltzes”の如き舞曲は、純然たる感官的のものであるから、解説を加へずに提示する方が欲ましい。併し、恚うした音楽に於て生徒がリズムと調子との的確な印象を感受したことを示すために、彼等は“Subject Phrase”を唱はなければならぬ。標題音楽 Program Musicに於ては、出来るならばいつも作曲者の説明が附せられねばならぬ。」⁵⁴⁾としている。すなわち、教師は児童の想像の領域を侵さない程度に解説すべきなのであり、また感官的な舞曲等は解説しないで主旋律を歌わせるべきであり、標題音楽は可能な限り説明をするべきなのである。実際の指導例は、問答法を多用しており、また音楽に集注させるために、ある情景で挙手させたり、数を数えさせたりする方法を用いている⁵⁵⁾。これらは、LLMに全面的に依拠している。

他教科との関連性に関しては、「出来るだけレコードは常に他の教科と聯絡させなければならぬ。学校の一般学科課程の順序に従ひ、修身、読方、歴史地理理科又は遊戯等の諸学科と關聯し、適当な音楽を使用する。」⁵⁶⁾としている。他教科との連携を重視する山本の従来からの考えはここでも強調されている。一方、これはLLMでも述べられている⁵⁷⁾。

IV 昭和初期の音楽鑑賞教育論

昭和期に入り、『学校教育』に記載された、鑑賞を主題とした論文は3点ある。しかし、山本の実践の様子を知るにはその他の論文も精査する必要がある。

1 当時の音楽鑑賞教育への批判

山本は当時の音楽鑑賞教育に関して、「時たま余興的にレコードを一二枚聴かしたからとて、そんなものは鑑賞教育と名づけるべきものではない。吾々は唱歌を学年別に組織的に教へると同じように組織だてなくてはならぬ。」⁵⁸⁾、「今日の所謂音楽鑑賞教授なるものを見るに、随分木に竹を接いだような授業が多い。唱歌を教へたあとで「これから蓄音器を始めます」といったような調子が多い。而もその唱歌と蓄音器のレコードとは何の聯絡関係も無い、言はず殆ど余興にも等しい取扱ひをさるゝ場合が決して珍らしく無い。…「何を授くべきか」を忘れてたゞ鑑賞教授の型ばかり真似るから、斯ういふ不徹底なことになるだらうと思ふ。」⁵⁹⁾と批判し、「鑑賞教育は余興であつてはならない。終始一貫した組織、体系生命の流れがなくてはならぬ。」⁶⁰⁾と述べている。

また山本は、「慥かに蓄音器とレコードは音楽の普及発達の上に、将また情操教育の上に偉大なる効果を齎すものであることは何人も信じて疑はざる所である。…この意味に於ては蓄音器は慥かに音楽教育上必要欠くべからざる用具であるに相違ない。しかしながら、蓄音器レコードの効用大なるの余り、音楽鑑賞教育即レコードを聴かすことであるかの如く考へる人があるならば、それは大なる謬見であると思ふ。…レコードはただ教師の補助役として、教師の手の及ばぬ所に利用すべきものであつて、音楽鑑賞教育の全野では無いのである。」⁶¹⁾とレコードのみに頼る音楽鑑賞を批判し、さらに「現代音楽鑑賞教育は殆ど何も彼もレコードに依らねば指導が能きぬかの如く考へ、甚だしきはベートーヴェンの交響楽の如き名曲傑作でなければ鑑賞教育でないかの如く考へるが如きは謬見も亦甚だしと言はなければならぬ。」⁶²⁾、「無闇矢鱈に西洋曲ばかり聴かして見たり、…音楽鑑賞教育も亦その根柢を国民的の歌曲に置かなければならぬ。徒らに西洋曲ばかり味はせ、祖国の尊きメロディを無視するが如きは、国民教育として寧ろ大に恥づべきことなるを自覚しなければならぬ。ジョスランの子守唄を味はせる前に、先づ内て日本の子守唄を味はせ、生活せしめよ。シューベルトのミラタリ・マーチを聴かせる前に、先づ以て日本の軍艦マーチを味はしめよ。」⁶³⁾と西洋音楽に偏った音楽鑑賞を批判している。

以上のことから、当時の音楽鑑賞教育が、①唱歌と無関係に行われ、②レコードをただかけるだけで、③学習内容がなく、④西洋音楽ばかりを聴かせており、これらに対して山本が否定的であつたことがわかる。

2 音楽鑑賞の意義と目的

山本は、「唱歌教育の目的は児童の内部に存在せる音楽性を喚び醒し、伸展性を培ひ、動的律的調和的人間をつくるのが最後の使命である。児童の内的音楽を覚醒する為めには、先づ以て歌はしむることよりも聴かしむることに重きを置かなければならぬ。」⁶⁴と聴くことの重要性について述べている。さらに彼は、「音楽的といふことは、然ういふ音楽に対して正しき批判力を有し、健全なる音楽を愛好する調和的な潤ひのある人間をいふべきであらう。…美はしい音楽を諦聴せしむることに依つて、児童に心から音楽を喜んで聴くよき習慣をつけること。音楽に親みを感じしむることに依つて、音楽の愛重心を養ふこと。それが最も重要である。」⁶⁵、「音楽教育といふことは、何も難しい音楽を聴かせたり、音楽家の名前を授けたり、生年月日を授けたりすることではない。児童は既に入学以前から意識的にも、無意識的にもいろいろの音楽を聴いてゐる。…夫等種々の音楽の中から児童に適する音楽を味はしめよき音楽をよくと感じ、わるい音楽を悪ると感ずるやうな心耳を養ひ、よき音楽、健全なる音楽を愛好するの念を養ひ、情操を高め、以て真善美の調和的、音楽的、ゆとりのある、美はしき人間をつくることは音楽教育の使命である。」⁶⁶とも述べている。これらの論から、音楽を諦聴することによって、音楽に対する批判力や愛好する心情が育ち、それによって美的情操が高められ、人格陶冶が為されるといふ、山本の音楽鑑賞教育観が読み取れる。

では、具体的な音楽鑑賞教育の目標は何であったのか。山本は、「…夫等の特徴、特質を理解せしむるやう平素律的訓練を施し、聴き方教育を施して置くことが音楽教育として最も重要なことである。」⁶⁷、「リズム、メロディ及びハーモニーを組織的に感得せしめ、理會せしむるやうに教育することが、それが音楽鑑賞教育の一大任務であると考へる。…無論、レコード音楽の鑑賞部面もあるであらう。又教師自身の実演する部面も当然あるべきである。併し、それだけが音楽鑑賞教育の全部であると考へるならば、それは大なる謬見である。」⁶⁸、「鑑賞教育…最も重要なことは、その「特質を掴む」といふことである。描写音楽なら描写音楽としての特質を、マーチならばマーチとしての特質を、又ダンスならばダンスとしての特質を正しく掴ませるやうに指導することが最も大切である。それを忘れて唯漫然と聞かせたり、或は不適當な聴かせ方をしたりしては効果の薄いことは言ふまでもない。」⁶⁹と述べている。これらのことから、鑑賞とは単にレコードや教師の演奏を聴かせることではなく、諦聴によって音楽の要素や特質を理解させることが鑑賞の目標であると山本が考えていたことがわかる。

その手段として、「教師自身の演奏 これが大に必要である。出来得べくんばそれを成るべく多く聴かしてやるが宜しい。…レコードは如何に改良進歩さても人間にはなり得ない。…生きた人間が靈を表現するのは味も香も変つてゐる。」⁷⁰とレコードよりも、教師による演奏の重要性を述べている。これは、蓄音機が鑑賞に一番有効な手段であるといふ山本の大正終期の論調とは変化している。

3 音楽鑑賞教材観

(1) 音楽鑑賞教材論

昭和初期の山本は、前述した当時の鑑賞に対する批判からもわかるように、国民的な情緒を有する鑑賞教材の必要性を感じていた。「本来国民教育に於ける音楽教育の使命は、単なる美的情操陶冶のみでなく、寧ろ大に国民的でなくてはならぬ…国民教育に於ける音楽教育は国民的旋律を聴かせ歌はしめ、味はしむることに依つて国民的情操を陶冶すべきである…」⁷¹、「今日一般に音楽鑑賞教育といへば西洋音楽を聴かせることである。…これは寧ろ国民教育の破壊であるとも見られる。何故ならば我等の使命は国民的情操教育といふ所にその尊さがあるのであつて、国民的ならざるものは如何に名曲であつても国民教育としては適當でないからである。」⁷²、「筆者は…「音楽の鑑賞教育」の小著を発表して…殆ど西洋音楽のみの鑑賞教育を説いた。この点、慥に矛盾であり、…もちろん、国民音楽を鼓吹するの余り、西洋音楽の長所美点までも全く排斥する如きも亦余りに偏狭に失する。…世界的名曲は誰でも知らなければならぬ最も通俗的なものである。…たゞ茲に注意すべきは、この根柢に於て必ず国民的基礎を要することである。…国民的材料の欠乏こそ実に我が国音楽鑑賞教育の一大欠陥であると言つても差支へない。」⁷³と述べ、国民教育のためには我が国独自の楽曲を鑑賞する必要があることを強調している。山本は『音楽の鑑賞教育』の記述との矛盾について触れているが、Ⅲ-1-(3)でも前述したように、国民音楽の創成が必要であるといふ考えは、山本が以前から有していたものである。

(2) 歌唱教材と鑑賞教材の関連性

鑑賞と歌唱の関連性について、山本は「鑑賞教授は…多くの場合歌謡教授と結びつけて自然に行ふことが出来るものである。例へば「犬」を教へた場合に「口笛と愛犬」又は「密林の狩猟」を鑑賞せしむるが如き、或は「鳩」又は「うちの子猫」を教へた場合に「小鳥屋の店」「烏と雲雀」等を取扱ふが如きは決してさう不自然なものでは無い。とに角教授は自然になだらかにありたい。」⁷⁴⁾と述べている。すなわち、歌唱教材と鑑賞教材は関連性をもつべきなのである。例えば「蛍」という歌唱教材を教授したあと「時計屋」のレコードを鑑賞させることは「木に竹をついだやうな」ものである⁷⁵⁾。これと同じような例として、参観した他の教師の授業で、「ヘイタイ」の歌唱教授後、「時計屋」のレコード鑑賞をした例をあげ、統一性がない⁷⁶⁾と山本は批判している。実際に山本は、「蛙」という歌唱教材の教授後、題材に関連した「鶯と蛙」のレコードを諦聴させ、蛙の鳴き声に注目させ挙手させた⁷⁷⁾と述べている。

この山本の論は、昭和10年代には次のように発展していく。「音楽鑑賞教育といふことは必ずしもレコードを聴かせることではない。又唱歌教育と全然無関係のものでもない。寧ろ、唱歌教育と最も有機的に関係あらしめ、統一あらしめ組織的に実施されなければならぬ。例へば、シューベルトの子守歌（或はブラームスの子守歌、ジョスランの子守唄、モツアルトの子守歌等）を鑑賞させる前に、先づ以て祖国の子守歌を授くべきである。斯くして祖国の民謡を授け、国民的、民族的情操を陶冶し、その基礎の上に、更に世界的名曲を味はせるやうに組織立てられなければならぬ。」⁷⁸⁾、「小学校に於て、国歌「君が代」を授くるに當つて、単に之を我が国の国歌だけを授くるに止めず、広く之をわが国と最も関係深い満州国国歌、その他の著名国歌と結びつけて、有機的に世界著名国歌の一斑を知らしめることは、小学校の音楽教育に於ても、必要なことゝいふ。」⁷⁹⁾という論からわかるように、山本は、当初歌唱教材の題材と関連した鑑賞教材を配置していたが、後には題材だけではなく、歌唱の学習内容と有機的に関連した鑑賞の必要性を認めていた。しかしいずれにせよ、鑑賞は歌唱と密接な関係を有すべきであると山本が考えていたことは確実であり、独立した系統的音楽鑑賞教育は考えていなかった。

(3) 音楽鑑賞教材例と学習内容

昭和初期の山本は、さまざまな論文で、鑑賞教材の例や配置、学習内容等を挙げている。本項では年代を追って見てみよう。

昭和2年、山本は、ほとんどが自身の作曲による唱歌教材⁸⁰⁾を鑑賞レコードとして創製している。全29曲中、21曲が国語読本等の教科書に関連しており、4曲が季節に因んだものである⁸¹⁾。山本は自身で創製したこれらを音楽鑑賞教育用のレコードとしているが、実際には唱歌教授に資するためのレコードであったことは否めない。

昭和2年の「高等科教科細目 唱歌科教授細目」（第1学年）⁸²⁾と昭和3年の「高等科教科細目 唱歌科教授細目」（第2学年）⁸³⁾には、多くの唱歌教材に鑑賞教材が付されている。鑑賞教材は、唱歌教材の季節や題材に関連した曲、原曲と同じ外国の曲等のほか、唱歌教材の曲の雰囲気、気分、情趣、形式、曲種、特徴、調性等を気付かせるための同種あるいは異種の楽曲などが配置されている。これらをまとめたものが表2である。

すべての鑑賞教材は唱歌教材に関連付けられている。音楽的特徴を学習内容とするものは、鑑賞としてのはっきりとした目的を有していると言え、半数以上にのぼる。その中で、高等科第1学年の「秋の夜半」（原曲：ウエーバーの歌劇「自由射手」の序曲）という唱歌教材に関連して、原曲の解説と鑑賞→ワグナーの歌劇タンホイザーの大行進曲の鑑賞→声楽の声種、器楽の種類・特徴の整理という鑑賞授業としての発展的教授を行っている⁸⁴⁾。しかしこれは唯一の例であり、これ以外はすべて同種・異種の楽曲を比較・参考にする程度である。換言すれば、あくまでも唱歌教材の学習内容を効率的に獲得するために鑑賞教材を配置しているのであって、鑑賞教材は独立して系統的に配置され、教授されるわけではない。

この唱歌科教授細目は、高等科用ゆえに音楽的特徴を学習内容としている鑑賞教材が多いとも言えるが、大正13年出版の『音楽の鑑賞教育』に記載されていた「唱歌教授に關聯せる音楽の鑑賞教授要目」（表1）とは異なり、明らかに鑑賞の目標や学習内容がはっきりと意識されるようになってきたことがわかる。

表2 高等科 唱歌科教授細目に見られる唱歌教材と鑑賞教材の関連性と音楽鑑賞の学習内容

学年	唱歌教材数	鑑賞教材の学習内容			
		唱歌教材を味わうため		唱歌教材の音楽的特徴をより深く捉えるため (雰囲気・情趣、形式、曲種、調性、速度等)	鑑賞教材なし
		題材・季節	原曲と同じ外国曲		
高1	16	1(6.2%)	2(12.5%)	11(68.8%)	2(12.5%)
高2	15	5(33.3%)	1(6.7%)	6(40.0%)	3(20.0%)
計	31	6(19.4%)	3(9.7%)	17(54.8%)	5(16.1%)

(唱歌研究部「高等科教科細目 唱歌科教授細目」『学校教育』168号、S2、pp.204-211、および唱歌研究部「新制高二各教科教授細目 唱歌科」『学校教育』178号、S3、pp.116-131より作成)

昭和8年、広島高師附小唱歌科として提出された論文⁸⁵⁾で、山本は「音楽の鑑賞教育も亦その根柢を国民的歌曲に置かなければならぬ。」⁸⁶⁾と述べ、すべてが我が国独自の楽曲による鑑賞教材の例を挙げている(表3)。

表3 我が国の楽曲による音楽鑑賞教材の例

	曲 目
声乐	君が代、一月一日、紀元節、天長節、明時節、勅語奉答、愛国の歌、肉弾三勇士、凱旋行進歌、荒城の月、等
器楽	軍艦行進曲、敷島艦行進曲、日本海々戦記念行進曲、御大礼記念行進曲、黄海々戦行進曲、さくら替手曲、数へうた替手曲、月の替手曲、等

(広島高等師範学校附属小学校「国民精神の涵養と国民教育—国民精神の涵養に関して此際特に重視すべき方面(2)各教科上より【唱歌科】」『学校教育』239号、S8、p.297より作成)

表4 音楽鑑賞の学習内容

学年	音楽鑑賞の学習内容
低学年	楽器の音色の識別：笛、太鼓、ヴァイオリン、ラッパ、木琴、ピアノ等 気分：勇ましい、静か、踊りたい、眠たい、子守歌、マーチ等 内容：何がきこえるか、何回きこえるか等
中学年	楽器の音色の鑑別：チェロ、フルート、管絃楽と吹奏楽の識別 気分：爽快、哀しい、勇ましい、荘厳、愉快 音楽の要素：2拍子、3拍子、4拍子の聴き分け 旋律：テーマは何回繰り返されるか等 種類の認識：どんな種類のマーチか(軍隊行進曲、葬送行進曲)、どこの国の子守歌か(日本、外国)
高学年	音色の鑑識：声質、管絃楽の主要楽器、 曲種の認識：舞曲の種類(ワルツ、ガボット、メヌエット) 気分：自由に記述 *作者名、生年没年等は必要でない。音楽を直感させることが最も重要

(「音楽教育の効果の反省」『学校教育』287号、S11、pp.110-111より作成)

昭和11年の論文⁸⁷⁾では、鑑賞の学習内容を学年を追って配列している(表4)。挙げられている内容や楽曲の例は、MALCやLLMに見られる指導例とよく似ているが、訳ではなく、山本自身の言葉で書かれ、彼自身の考えでまとめられている。

昭和12年の論文⁸⁸⁾では、「季節に隣関し、他教科に連絡して唱歌を授けるといふことは、慥かにより機会であり、教育であるに違ひない。…季節に関する音楽は、単に唱歌ばかりでなく、他の器楽曲にも沢山ある。」⁸⁹⁾とし、季節に関した器楽の鑑賞教材を列挙している。春を題材とした器楽曲が11曲あり、そのうち3曲が邦人作品である。さらに、春を題材とした鑑賞用の声楽曲(子どもが歌唱し得ないもの)が5曲あり、そのうち3曲が邦人作品である⁹⁰⁾。

昭和13年の論文⁹¹⁾では、日本の祝祭日や記念日、作曲家や演奏家にちなんだ記念日等の計35日に即し、鑑賞教材65曲が配置されている⁹²⁾。これらの学習内容は、曲の内容、短調と長調、テーマの繰り返し、行列の遠近、曲の形式、気分、和音、リズム等⁹³⁾である。

以上のように、年代をおってしだいに鑑賞の目標や学習内容がはっきりしてきていることがわかる。しかし具体的な教材選択の例からは、終始一貫して、何かと関連付けた鑑賞教材の配置という山本の音楽鑑賞教育観の特徴が認められる。

4 音楽鑑賞指導例

山本は、唱歌教授を行った後に器楽鑑賞教授を円滑にする教案例を、「兵士の合唱」を題材として述べている。表5が、その手順である。

表5 兵士の合唱“Soldiers, Chorus”(Charles Gounod)の教案例

目標	どんな種類の楽曲であるかを感じさせ、曲名を知らせる。	
教順	学習内容	教授行動
第1 第2 第3 第4	発声練習 音階練習 歌曲練習 器楽鑑賞 既授行進曲および舞踊曲の聴取	何の曲か知っている人は挙手するよう指示し、既授の行進曲をピアノで弾く、あるいはレコードをかける。 問答法：何の曲か？→陸軍マーチ。 既授の舞踊曲をピアノで弾く、あるいはレコードをかける。 問答法：何の曲か？→ダンス。 説明：音楽にはマーチもダンスもある。同じマーチでもいろいろなマーチがあり、ダンスにもいろいろな種類がある。
	兵士の合唱の提示	何の種類の音楽かあてるよう指示して、兵士の合唱を演奏する。 問答法：何の曲か？→マーチ。どんな種類のマーチか？→兵隊行進曲。 歌のついているマーチは？→軍艦マーチ。
	兵士の合唱の主題を教授	説明：この兵隊行進曲にも歌がついている、「兵士の合唱」という曲である。 主題を歌わせる。 主題が何回繰り返されるか数えさせる。 マーチの形式について復習。 主題が聴こえたら挙手するよう指示し、ピアノで弾く。 (後日、この主題を提示して何の曲か問う、あるいは標題を提出して主題を考え出させる。)

(山本壽「律的音楽の取扱ひに就て」『学校教育』第197号、S4、pp.207-210より作成)

この教案例から見られる、山本の音楽鑑賞指導法の特徴は、①集中させるよう、何に注目して聴くかという課題を聴く前に与える、②問答法を使い、答を引き出す。③曲の種類を聴き分けることを重視する、④主題を覚えることを重視する、等である。

次の表6は、山本が実際に行った研究授業である。

表6 尋常六年女子の音楽研究授業

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歌曲「巖島」の復習をする。 ・ 海軍記念日に因んで、軍艦行進曲その他の行進曲、舞曲を諦聴させる。 ・ 行進曲、舞曲の形式一斑を理解させる。 	
研究 題目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校に於ける音楽鑑賞教育の方法と限度 ・ 歌い方と聴き方（鑑賞）との連絡 	
教順	学 習 内 容	教 授 行 動
第1	音程・拍子練習	音程（ト長調）、拍子（六拍子）
第2	歌曲「巖島」の復習	<p>絵画「巖島」「日本海海戦」を提示し何の絵か問う。 説話する。 どんな音楽が適当か問う。 「軍艦マーチ」の最初の旋律が幾度繰り返されているかを聴き分けるよう指示。 「軍艦マーチ」を諦聴。 問答法により、○□○の形式を理解させる。 マーチやダンスの曲もこの形式が多いこと、時には終わりの○は少し変化することも付加して説明する。 「軍艦マーチ」の一部をピアノで演奏し、形式についての理解を深める。 「兵士の合唱」「ガボット」を蓄音器によって諦聴させ、同一の旋律の繰り返しや異なる旋律の挿入する箇所を発見する毎に挙手させ、形式についての理解を高め進める。 戦争が済んで世の中が穏やかになった時のことを何と言うか問う。 次に聴く曲が戦争らしいか平和らしいか聴いて判断するよう指示。 「セレナーデ」のレコードを静かに聴かせ、マーチその他との相違点を明確に了解させる。 この曲が何の楽器によって奏されているか聴くよう提示し、もう一度レコードを傾聴させる。 子どもから「ピアノとヴァイオリン」という答を引き出す。 横笛も使われていることを教える。 横笛の音を聴き分けたら挙手するよう指示し、蓄音機をかける。</p>
第3	マーチの諦聴と形式の復習	
第4	既習「須磨明石」の復習	

(三陽生「山本壽先生の音楽研究指導の実際と其の批評会の実況」『学校教育』257号、S9、pp.126-129より作成)

研究授業の内容および授業後に行われた批評会の内容から、鑑賞に対する山本のいくつかの考えが読み取れる。①平素から歌い方と聴き方との間に密接な関係をもたせて取り扱っていること、②形式等を理解させることによって真の鑑賞ができるようになると考えていること、③音楽そのものを聴き十分理解するという音楽鑑賞教育の最終目的のためには、楽器の音を弁別する能力を育成する等の知的方面の指導は基礎訓練として必要であると考えていること、④テーマ（主旋律）を児童に深く牢記させ、認識させることは大切であること、⑤曲全体を静聴させ、気分や感激にひたらせる授業も行っていること、⑥諦聴させる時は、毎回何かの課題を与え、集中させていること、⑦1つの形式を教授する際には、同種の曲を複数聴かせたり、異種の曲を比較して聴かせたりして、理解を深めていること、⑧問答法を用いていること、⑨主旋律、形式等に気付かせる時は挙手させていること⁹⁴⁾、等である。①は以前から山本が特にこだわってきた考え方であるが、それ以外はすべてアメリカの音楽鑑賞指導書の影響である。

一方、歌唱に資するために鑑賞を用いた指導例は、尋一対象の「鳩」である。「教授の秘訣は「注意集中」といふことである。…既知の材料に対して注意集中せしむる為めには、既知かどうかを知らしめぬよう、先づ以て疑問を起させるように仕向けるが宜しい。」⁹⁵⁾と山本は述べている。まず教師が曲を弾いて聴かせる→教師の弾く曲に併せて手拍子を拍つという手順により、曲を聴くことに集中させる。山本は、

「教師の正しき音律を諦聴せしめつゝ手拍子を拍たすことに依て知らず識らずの間に律動感を養ひ、然る後徐々に聴唱法に依て唱はせたならば、前に不用意に歌った場合よりも遙かに優れた歌ひ方をするであらう。」⁹⁶⁾と述べている。すなわち、集中して教師の範唱・範奏を聴かせることは優れた歌唱に役立つのである。山本が強調する「注意集中」は大正13年以前には使われていないことから、集中の必要性を説いたLLMの影響であると思われる。

V 山本壽の音楽鑑賞教育観の特徴

山本壽は、アメリカの音楽鑑賞指導書の影響を実際にはどのように受けたのであろうか。

大正13年を境として確立されたものは鑑賞の指導法である。①子どもから答を引き出すように問答法を用いる、②聴く前に課題を与え何を聴くかを明確にする、③主旋律や形式等を認識させるために教えさせたりその箇所で挙手させたりする、④学習内容を習得させるために同種の曲や異種の曲を聴かせる、等はアメリカの音楽鑑賞指導書に見られる指導法であり、影響を受けたことが明確である。また、鑑賞における集中と弁別の重要性を認識するようになったのもアメリカの音楽鑑賞指導書の影響である。

鑑賞の手段に関しては、大正13年以前は教師の演奏によるべきであるとしていたが、大正終期にはレコード(蓄音器)が最も有効であると述べている。しかし昭和期に入ると、レコードに依存する鑑賞を批判し、ふたたび教師の演奏による鑑賞の必要性を述べている。

一方、終始変わらなかった山本の考えは、①歌唱と鑑賞の関連性の重視、②他教科との関連の重視(他教科の題材に歌唱教材を関連させる→その歌唱教材に関連した鑑賞教材を配置する)、③歌唱・鑑賞教材としての国民的音楽の創成および教材化の必要性、等である。

歌唱と鑑賞の関連性に関しては年代をおって変化が見られる。①歌唱に資する鑑賞すなわち正確に歌唱させるのに役立つ鑑賞から、②歌唱教材を味わうための鑑賞へ、さらに③歌唱教材の学習内容を習得させるための鑑賞へと変化している。もちろん、①→②→③へと完全に移行したのではなく、①→①+②→①+②+③となっている。これは、山本の音楽教育の目的観および音楽教育における鑑賞の位置付けが変化したことによると考えられる。すなわち、歌唱こそが音楽教育の中心であるという考えから、発表と受容すなわち歌唱と鑑賞の両者が必要であるという認識へ、さらに鑑賞による音楽性の陶冶および人格陶冶こそが音楽教育の目的であるという考えへと変遷したと言える。しかし、鑑賞の重要性を認識するようになって、歌唱と鑑賞の関連性を重視する姿勢に変化はなく、鑑賞教材は系統的に独立して配置されることはなかった。鑑賞によって、曲の雰囲気・情趣、形式、曲種、調性、速度等を学習しても、アメリカの音楽鑑賞指導書が目指したような純音楽の鑑賞力育成にまでは至らなかった。すなわち山本は、独立した系統的鑑賞教育を考えてはいなかったのである。

VI おわりに

本稿で着目した山本壽は、アメリカの音楽鑑賞教育書を我が国に紹介し、小学校唱歌科において音楽鑑賞が普及するきっかけを作った1人である。しかし、アメリカの音楽鑑賞指導書の影響を色濃く受けたとは言いがたい。その背景には、歌唱の重視と、国民的音楽の重視という終生変わらぬ山本の音楽教育観があった。

【註および引用文献】

- 1) 東京高等師範学校附属小学校唱歌研究部「唱歌科教授細目尋常科第一学年」『教育研究』第151号、T5、pp.1-16、「唱歌科教授細目尋常科第二学年」『教育研究』第152号、T5、pp.17-32、「唱歌科教授細目尋常科第三学年」『教育研究』第153号、T5、pp.33-48、「唱歌科教授細目尋常科第四学年」『教育研究』第157号、T5、pp.57-70、「唱歌科教授細目尋常科第四学年(第四学年の続き)」『教育研究』第159号、T5、pp.60-78、「唱歌科教授細目尋常科第五学年」『教育研究』第166号、T5、pp.2-16、「唱歌科教授細目尋常科第五学年(第五学年の続き)」『教育研究』第167号、T5、pp.1-15、「唱歌科教授細目尋常科第六学年[第一部]」『教育研究』第168号、T5、pp.1-11、「唱歌科教授細目尋常科第六学年[第一部](第六学年の続き)」『教育研究』第169号、T5、pp.1-25
- 2) 青柳善吾『尋常小学唱歌科教授細目』文林堂、T4、『高等小学唱歌科教授細目』文林堂、T6
- 3) Fryberger, A.M., *Listening Lessons in Music : Graded for Schools*, Boston : Silver Burdett, 1916.

- 4) Victor Talking Machine Company, *Music Appreciation for Little Children : in the home, Kindergarten, and Primary Schools*, Camden: Victor Talking Machine Company, 1920.
- 5) 山本壽『音楽の鑑賞教育』目黒書店、T13
- 6) 津田昌業『音楽鑑賞教育』十字屋書店、T13
- 7) 三村真弓「大正期から昭和初期における広島高等師範学校附属小学校に見られる音楽教育観—山本壽を中心として—」中国四国教育学会『教育学研究紀要』第二部第43巻、H9、pp.271-275
 中山裕一郎「大正及び昭和初期の音楽教育—山本壽の唱歌教育論・唱歌劇論を中心に—」『エリザベト音楽大学研究紀要』IX、H1、pp.33-44
 沢崎真彦「唱歌教育から音楽教育への胎動—山本壽の音楽教育観を通して—」『季刊音楽教育研究』第36巻第4号、H5、pp.158-167
 寺田貴雄「山本壽の音楽鑑賞教育論—『音楽の鑑賞教育(1924)および雑誌『学校教育』掲載論文の検討を通して—」『エリザベト音楽大学研究紀要』XVIII、H10、pp.27-43、「大正期の音楽鑑賞教育におけるアメリカの音楽鑑賞教育書の影響—Victor Talking Machine 社刊 *Music Appreciation for Little Children* (1920) の受容の諸相—」東京学芸大学『音楽教育学研究論集』第1巻、H11、pp.54-65
 寺本和則「山本壽の研究—プロフィール 新日本音楽教育(1)—」『鳥取大学教育学部研究報告』教育科学第31巻第1号、H1、pp.61-83、「山本壽の研究—新日本音楽教育(2) 音楽の本質と教育の目的—」『鳥取大学教育学部研究報告』教育科学第31巻第2号、H1、pp.313-323、「山本壽の研究—新日本音楽教育(3) わらべうたと学校唱歌—」『鳥取大学教育学部研究報告』教育科学第32巻第1号、H2、pp.69-103
 山田潤次「わが国の初等教育における唱歌教育の構造に関する研究(2)—大正期から昭和初期における唱歌教授の方法に関する実践的な展開・広島高等師範学校附属小学校訓導山本壽のばあい—」中国四国教育学会『教育学研究紀要』第27巻、S57、pp.372-375
 吉富功修「大正期の唱歌劇に関する研究(1)—広島高等師範学校附属小学校の山本壽と小原國芳による唱歌劇の創始に至る経緯を中心として—」『広島大学教育学部教科教育学科音楽教育学教室論集』V、H5、pp.1-16、「大正期の唱歌劇に関する研究(2)—広島高等師範学校附属小学校に於ける唱歌劇の発展(1)—」『広島大学教育学部紀要』第2部第42号、H5、pp.111-120、「大正期の唱歌劇に関する研究(3)—唱歌劇作曲時期の山本壽の論述を中心として(1)—」『広島大学教育学部紀要』第2部第43号、H6、pp.113-122、「大正期の唱歌劇に関する研究(4)—唱歌劇作曲時期の山本壽の論述を中心として(2)—」『広島大学教育学部紀要』第2部第44号、H7、pp.75-84
- 8) 山本壽『音楽教育の三大方面』目黒書店、S3
- 9) 前掲書7)、寺田貴雄「山本壽の音楽鑑賞教育論」p.29
- 10) 同前書、p.41
- 11) 山本壽「唱歌教授の根本的欠陥」『学校教育』第1巻7号、T3、pp.10-11
- 12) 山本壽「人格陶冶と唱歌教授」『学校教育』第1巻11号、T3、p.232
- 13) 同前書、pp.235-236
- 14) 山本壽「幼学年児童に対する唱歌教授の取扱及び注意」『学校教育』第17号、T4、p.50
- 15) 山本壽「児童唱歌に就いて」『学校教育』第39号、T6、p.62
- 16) 山本壽「唱歌教材の選択及び整理(三)」『学校教育』第50号、T6、pp.44-45
- 17) 山本壽「唱歌教授上の諸問題(承前)」『学校教育』第92号、T10、pp.32-34
- 18) 同前書、p.36
- 19) 同前書、p.35
- 20) 山本壽「音楽の鑑賞教育と教材選択の一方法」『学校教育』第144号、T14、pp.22-27
- 21) 山本壽「音楽鑑賞教授に於ける一般的注意」『学校教育』第147号、T14、pp.18-23
- 22) 山本壽「幼学年児童に対する音楽の鑑賞教育」『学校教育』第149号、T14、pp.22-30
- 23) 山本壽「幼学年児童に対する音楽の鑑賞教育(前承)」『学校教育』第150号、T14、pp.18-23
- 24) 山本壽「高学年児童に対する音楽の鑑賞教育(前承)」『学校教育』第151号、T15、pp.40-48
- 25) 山本壽「高学年児童に対する音楽の鑑賞教育(承前)」『学校教育』第155号、T15、pp.43-56
- 26) 山本壽「高学年児童に対する音楽の鑑賞教育(承前)」『学校教育』第157号、T15、pp.25-30

- 27) 山本壽「高学年児童に対する音楽の鑑賞教育（承前）」『学校教育』第160号、T15、pp.88-96
- 28) 前掲書5)、序 pp.1-2
- 29) 同前書、緒言 pp.2-3
- 30) 同前書、p.9
- 31) ③は前掲書4)のp.12、④は同書p.14に明記されている。
- 32) 同前書、pp.32-34
- 33) 同前書、pp.43-44
- 34) 同前書、p.43
- 35) 同前書、p.36
- 36) 同上
- 37) 前掲書4)、p.117
- 38) 同前書、pp.35-44
- 39) 前掲書5)、pp.88-103
- 40) 前掲書4)、p.139
- 41) 前掲書5)、pp.241-247
- 42) 前掲書4)、p.30、および前掲書5)、p.48
- 43) 前掲書5)、pp.48-50
- 44) 同前書、pp.105-106
- 45) 同前書、pp.316-338
- 46) 前掲書20) 山本壽「音楽の鑑賞教育と教材選択の一方法」『学校教育』第144号、T14、p.22
- 47) 同前書、p.23、諦聴は原文ではListeningである。
- 48) 前掲書21) 山本壽「音楽鑑賞教授に於ける一般的注意」第147号、T14、p.19
- 49) 同上
- 50) 同上
- 51) 同上
- 52) 同前書、pp.19-20
- 53) 前掲書20)、pp.26-27
- 54) 前掲書21)、p.20)
- 55) 前掲書22)、pp.24-27)
- 56) 同前書、p.21
- 57) 前掲書3)、p.5
- 58) 山本壽「新時代の音楽教育」『学校教育』第192号、S4、p.344
- 59) 山本壽「律的音楽の取扱ひに就て」『学校教育』第197号、S4、pp.203-204
- 60) 山本壽「誤られたる音楽鑑賞教育」『学校教育』第219号、S6、p.97
- 61) 同前書、p.95
- 62) 同前書、pp.98-99
- 63) 山本壽「音楽教育の新機構と指導法」『学校教育』235号、S7、pp.237-238
- 64) 山本壽「尋一初期の音楽教育」『学校教育』214号、S6、p.76
- 65) 山本壽「音楽の愛重心を養へ」『学校教育』263号、S10、pp.116-118
- 66) 山本壽「音楽教育の内容刷新」『学校教育』295号、S12、pp.170-171
- 67) 前掲書63)、p.237
- 68) 山本壽「今年は斯く為さんと思ふ」『学校教育』304号、S13、p.98
- 69) 山本壽「国歌の鑑賞教育」『学校教育』313号、S13、p.83
- 70) 前掲書60)、p.96
- 71) 前掲書63)、p.227
- 72) 山本壽「唱歌科の経営」広島高等師範学校附属小学校教育研究会編輯『我等の教科経営』廣文館、S8、pp.385-386
- 73) 同前書、pp.386-387

- 74) 山本壽「唱歌科新指導案」広島高等師範学校附属小学校学校教育研究会編輯『各科教案の新建設』廣文館、S8、pp.310-311
- 75) 山本壽「唱歌教授問答」『学校教育』244号、S8、pp.102-103
- 76) 山本壽「音楽教育主要問題の検討」『学校教育』256号、S9、p.242)
- 77) 前掲書75)、pp.103-104
- 78) 前掲書66)、pp.171-172
- 79) 前掲書69)、p.90)
- 80) 山本壽『尋常小学唱歌』目黒書店、T12
- 81) 山本壽「音楽鑑賞教育のレコードの創製」『学校教育』第173号、S2、pp.108-113
- 82) 唱歌研究部「高等科教科細目 唱歌科教授細目」『学校教育』168号、S2、pp.204-211
- 83) 唱歌研究部「新制高二各教科教授細目 唱歌科」『学校教育』178号、S3、pp.116-131
- 84) 前掲書82)、pp.207-208
- 85) 広島高等師範学校附属小学校「国民精神の涵養と国民教育—国民精神の涵養に関して此際特に重視すべき方面(2)各教科上より【唱歌科】」『学校教育』239号、S8、pp.295-297
- 86) 同前書、p.297
- 87) 山本壽「音楽教育の効果の反省」『学校教育』287号、S11、pp.101-111
- 88) 山本壽「音楽を味はせる時機に就いて」293号、S12、pp.96-108
- 89) 同前書、p.99
- 90) 同前書、pp.99-101
- 91) 山本壽「現代音楽教育種々相」『学校教育』309号、S13、pp.107-115
- 92) 同前書、pp.113-115
- 93) 同前書、p.115
- 94) 三陽生「山本壽先生の音楽研究指導の実際と其の批評会の実況」『学校教育』257号、S9、pp.126-134
- 95) 前掲書64)、p.79
- 96) 同前書、p.80